

岐阜県公報

第 百 二 十 二 号

令 和 二 年 七 月 二 十 一 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 三九五^{ベ、イ、ッ}

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 三九七

公 示

落札者等に関する公示

(高 山 土 木 事 務 所) 三九七

告 示

岐阜県告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字門洞二四七二、二四八五の三八、二四八五の六八から二四八五の七〇まで、二四八五の八五、二四八五の八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

令 和 二 年 七 月 二 十 一 日

岐阜県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬西村字石浦山二六から二九まで、三二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市兼政字唐谷二二七二から二二七四まで

岐阜県知事 古 田 肇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町尾崎字ネゴイ三三五一の二、三三七一、字曲り洞三二七七、三二八四の二〇、三二八四の一、三二八四の一七、三二八四の一八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二家畜防疫対策課の表三の項部長専決事項の欄第二号中「及び同条第二項」を「同条第二項」に改め、「命令」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同欄中第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

6 法第三十四条の二第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令及び同条第三項の規定による公表

附 則

この訓令は、令和二年七月二十一日から施行する。

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年七月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品及び数量 除雪ドーザ（14t） 2台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和2年5月11日
- 4 落札者を決定した日 令和2年6月22日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市上岡本町七丁目452番地1
新興自動車株式会社
代表取締役 井口 大輔
- 6 落札金額 36,916,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県高山土木事務所総務課管理調整係
 - (2) 所 在 地 高山市上岡本町7丁目468番地

令和二年七月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社